

## H22年度 介護労働実態調査で使用された用語 及び 調査結果利用上の注意

### 1 調査で使用された主な用語の定義

#### (1) 就業形態について

- ①「正社員(正規職員)」とは、雇用している労働者で雇用期間の定めのない者をいう。
- ②「非正社員(非正規職員)」とは、正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者、その他)をいう。

#### (2) 勤務形態について

- ①常勤労働者とは、事業所の定める所定労働時間を全て勤務する者。
- ②短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は、1週の労働日数が常勤労働者より少ない者。

※労働者調査では、非正社員を所定労働時間「正社員と同じ」と所定労働時間「正社員より短い」との二つに分類した。

#### (3) 訪問介護員について

介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して、家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者でいわゆるホームヘルパーをいう。

#### (4) 介護職員について

訪問介護以外の介護保険法の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。

#### (5) 介護保険サービス系型区分について

本調査では、主な介護サービスの種類を下記の介護保険サービス系型に区分した。

##### ・訪問系

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援

##### ・施設系(入所型)

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

##### ・施設系(通所型)

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護

##### ・その他

福祉用具貸与・特定福祉用具の販売

#### (6) 採用率、離職率は下記の式による。

$\text{採用率} = \text{平成22年度(注1)の採用者数} \div \text{平成21年9月30日の在籍者数(注2)} \times 100$

$\text{離職率} = \text{平成22年度の離職者数} \div \text{平成21年9月30日の在籍者数} \times 100$

$\text{増加率} = \text{平成22年度の(採用者数} - \text{離職者数)} \div \text{平成21年9月30日の在籍者数} \times 100$

(注1)平成22年度とは、平成21年10月1日から平成22年9月30日までをいう。

(注2)平成21年9月30日の在籍者数は、採用者数・離職者数について回答のあった事業所に  
おける平成22年9月30日の職種別在籍者数－採用者数＋離職者数である。

(7) 所定内賃金及び実賃金について

**所定内賃金**

決まって支給する(される)税込み賃金額である。

役職手当等の各種手当、交通費等毎月決まって支給する(される)金額を含む。

**実賃金**

実際に支給する(される)税込み賃金額である。

残業、休日出勤手当等も含む。

(注) その他の用語の定義

その他の用語の定義については、各報告書の「主な用語の定義」を参照されたい。

## 2 調査結果利用上の注意

- (1) 構成比(パーセント計算値)には、表章単位に満たない場合は、「0.0」と表章している。
  - (2) 集計表中「-」印は、該当数値がない箇所である。
  - (3) 集計表中の該当数値に「\*」印があるものについては、サンプル数(回答数)が少なく(30 未満)参考値との位置づけである。
  - (4) 事業所の実態調査において、「主とする介護サービスの種類別」については、サンプル数の少ない予防給付におけるサービスを外してまとめた。  
「予防給付におけるサービス」:(予防給付における全てのサービス)
- 介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防小規模多機能型居宅介護。
- (5) 集計表・図・構成比(パーセント計算値)は、原則として無回答を含む合計値を分母としている。なお、採用率・離職率、賃金、労働日数・時間数等については、回答のあった事業所数、または、回答のあった労働者数を分母としている。
  - (6) 集計表・図・構成比(パーセント計算値)において、四捨五入の関係で、項目の和が計の値に合わないことがある。
  - (7) 複数回答[該当する答えの全て(あるいは複数)を選択する方式]の場合、構成比(パーセント計算値)の和が 100.0 を超えるものがある。
  - (8) 復元は行っていない。
  - (9) 平均値の計算では、原則として分母は(「合計」-「無回答」)となっている。
  - (10) 報告書未掲載表の取扱い

紙面の都合上、本報告書に掲載されない結果については、財団法人介護労働安定センターまでお問い合わせ頂きたい。